

物価高騰による生活支援のための

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内



問やすらぎ福祉課（金屋庁舎） ☎ 22-4501

物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し生活の支援を行うため、対象となる方に対して給付金が支給されます。（国制度）

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

● 給付額／児童1人あたり一律5万円
● 支給対象者

① 令和5年（2023年）3月分、4月分の児童扶養手当の支給を受けている方 ↓ 申請不要

※ 令和5年（2023年）5月に児童扶養手当振込口座へ振り込み済みです。

② 公的年金給付（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族保障など）を受けていることにより、令和5年（2023年）3月分、4月分の児童扶養手当を受けていない方 ↓ 申請要

※ 児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る。

※ 支給要件に該当するか審査を行います。

③ 令和5年（2023年）3月分、4

月分の児童扶養手当は受給していないが、物価高騰の影響を受けて家計が急変し、今後1年間の収入見込みが児童扶養手当受給者の水準と同程度となった方 ↓ 申請要

子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）

※ ひとり親世帯分の給付金の支給を受けられた方は、対象外となります。

● 給付額／児童1人あたり一律5万円

● 対象児童／令和5年（2023年）3月31日（金）時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当受給児は20歳未満）

※ 令和6年（2024年）2月29日（木）までに生まれた新生児も対象となります。

● 支給対象者

① 令和4年度（2022年度）の子育て世帯生活支援特別給付金を受給した方 ↓ 申請不要

※ 令和5年（2023年）5月末に振り込み済みです。

② 対象児童を養育しており、①以外で、令和5年度（2023年度）の住民税が非課税の方または、物価高騰の影響で令和5年（2023年）1月1日以降に家計が急変し、非課税世帯と同様の事情があると認められる方

↓ 申請要

※ 支給要件に該当するか審査を行います。

申請について

給付金（ひとり親世帯分・その他世帯分）の支給について「申請要」に該当する方は、申請が必要です。

● 申請受付期間／令和6年（2024年）2月29日（木）まで

※ 役場開庁日時に伴う

● 申請受付場所／やすらぎ福祉課（金屋庁舎）